

本県の連帯保証人制度

1 条例の規定

(入居の手続)

第18条 許可書の交付を受けた者は、知事の指定する期限までに次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 普通県営住宅又は改良県営住宅の入居者は、3月分の家賃に相当する金額の敷金を納付すること。
- (2) 特別賃貸県営住宅については、知事が別に定める金額の敷金を納付すること。
- (3) 連帯保証人と連署した請書（連帯保証人と連署できない特別の事情のある規則で定める者にあつては、請書）を提出すること。

(連帯保証人の資格等)

第19条 前条第1項第3号に規定する連帯保証人は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 独立の生計を営んでいること。
 - (2) 許可書の交付を受けた者と同程度以上の収入（規則で定める額以上の者に限る。）があること。
- 2 入居者は、前項に規定する連帯保証人を変更しなければならない規則で定める事由が生じたときは、その事由が生じた日から30日以内にその旨を知事に届け出て、新たな連帯保証人について承認を受けなければならない。

(参考) 取扱い基準で別途定めていること

- ① 資格：人数1人、原則、入居者の3親等以内の親族。但し、特別の事情のある者は、この限りではない。
- ② 欠格事由：県住入居者が相互に連帯保証し合う場合。入居者又は過去の入居者で、家賃滞納がある場合。

2 規則の規定

(請書)

第9条 条例第18条第1項第3号の請書は、様式第3号によるものとし、その提出部数は、正本1通及び副本1通とする。

- 2 前項の請書には、様式第4号の県営住宅入居者名簿並びに連帯保証人の様式第4号の2の連帯保証人資格申告書及び印鑑証明書を添付しなければならない。

(連帯保証人の免除)

第10条 条例第18条第1項第3号に規定する連帯保証人と連署できない特別の事情のある者は、次の各号のいずれかに該当する者で、特に知事が必要と認めたものとする。

- (1) 条例第7条第1項第2号アからサまで又は附則第6号各号に規定する者
- (2) 住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民

連帯保証人を免除しているもの

規則：高齢者、障害者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、生活保護者、中国残留邦人、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、犯罪被害者等、外国人住民

基準：その他、特に知事が認めた者

(連帯保証人の収入)

第12条 条例第19条第1項第2号の額は、104,000円とする。

(連帯保証人の変更)

第13条 条例第19条第2項に規定する連帯保証人を変更しなければならない事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 住所不明
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判
- (3) 失業その他保証能力に著しく影響を及ぼす事情の発生
- (4) 死亡